

一括下請負に関する点検要領

1. 趣旨

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

2. 点検の方法

- (1) 通達「一括下請負の禁止の徹底について」(平成13年3月30日付け国総建第81号)において一括下請負に該当するとされている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出する。
- (2) 一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について実施する。
- (3) 一括下請負に関する点検は、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。
- (4) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事全てについて点検する。
- (5) 施工体制、実質関与等について、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してもよい。

重点点検対象工事

- A) 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事。
 - B) 同業種の同規模(ランク)または上位規模の会社が一次下請にある工事。
 - C) 工区割りされた同時期の隣接工事について、同一会社が一次下請等に存在している工事。
 - D) 低入札価格調査対象となった工事。
 - E) その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事。
- (6) 重点点検対象工事においては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。
 - (7) 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。
 - (8) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。
 - (9) 監督員は、点検の結果を様式に記録し、工事検査時に工事検査員に提示する。
 - (10) 記録様式は、別紙－3の2「工事現場における施工体制の把握表(一括下請負)」及び別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表(実質関与)」を参考とする。

3. 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

- (1) 監理技術者等の専任がないこと的事实を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第 26 条違反ともなる。
- (2) 元請の実質関与に関しては、別紙—3 の 3 を参考に以下の項目等について点検する。
- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ①技術者専任 | ②発注者との協議 | ③住民への説明 |
| ④官公庁等への届け出等 | ⑤近隣工事との調整 | ⑥施工計画 |
| ⑦工程管理 | ⑧出来型品質管理 | ⑨完成検査 |
| ⑩安全管理 | ⑪下請けの施工調整及び指導監督 | |
- (3) 別紙—3 の 3 「工事現場における施工体制の把握表 (実質関与)」を用いての点検の結果、
ア. : 全項目で○。この場合「元請負人は、総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
イ. : ア. ウ. 以外。この場合「元請負人は、総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
ウ. : 全項目で△または×。この場合「元請負人は、総合的な企画・調整等を実施していない」とする。
- (4) 一括下請負の疑義がある工事の判定にあたっては、施工体制にも注意し、別紙—2—1 「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。
- (5) 別紙—2—1 は、判定の目安であるので以下のような場合は、これらの要素も加味して別途判定する。
- ・当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
 - ・一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合

等

紛らわしいケースでの判定の目安

		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4(下請の一括下請負)
		主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以下が実質施工しているケース	特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース	工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人(元請と一次下請の場合も同様)として、主たる部分を実施しているケース	下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工しているケース
ケース内容					
元請負の実質関与の状況(点検結果)	ア 全体実施	○元請のみ実質関与 ① <input type="checkbox"/> × 一次下請負の業務が不明確で介入が不適切と判定 ○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施 ② <input type="checkbox"/> × 専門工種が元発注工事のほとんどを占める場合は、 ③と同様でないか注意して点検。	① <input type="checkbox"/> ○ 但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検	点検結果に関わらず要件に合致すれば・・・ 一括下請負の疑義有	①主任技術者の専任が認められる。 ①-1 <input type="checkbox"/> ○ 専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ①-2 <input type="checkbox"/> × 専門工種の管理指導上の必要性が認められない、もしくは、実質関与をしている。
	イ 部分実施	③ <input type="checkbox"/> × 一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。	② <input type="checkbox"/> × 一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定		②主任技術者の専任が認められない。 ② <input type="checkbox"/> ×
	ウ 関与なし	ケースに関わらず一括下請負の疑義			

ア全体実施…総合的な企画・調整等全体を実施

イ部分実施…総合的な企画・調整等を部分実施

ウ関与なし…総合的な企画・調整等を実施していない

* 元請の実質関与に関する点検項目(ア、イ、ウの判定要素)

- ①技術者専任 ②発注者との協議 ③住民への説明 ④官公庁等への届出等 ⑤近隣工事との調整
 ⑥施工計画 ⑦工程管理 ⑧出来型品質管理 ⑨完成検査 ⑩安全管理 ⑪下請の施工調整及び指導監督

別紙－2－1 「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

●全体

* 1) ○印：一括下請負の疑義がない工事

×印：一括下請負の疑義がある工事

* 2) 直営施工、主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

●ケース 1

* 3) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。

* 4) 「専門工種」：「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。

* 5) ②に関する判断要素：主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど）②とは考えにくい。

●ケース 3

* 6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」：異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請負人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を越える場合とする。なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

●ケース 4

* 7) ケース 1 からケース 3 が元請人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース 4 は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙 2－1 のケース 4 に例示した施工体系の場合は、一般に①－2 もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース 4 の①－1 に該当する場合としては、例えばケース 1 の②における一次下請負人が相当する。

* 8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第 26 条違反ともなる。なお、専任は、請負金額が 3, 500 万円（建築一式工事では 7, 000 万円）以上の工事について必要である。